

国立大学教育研究評価委員会（第23回）議事録

1. 日 時 平成21年9月14日（月）13時30分～15時30分

2. 場 所 学術総合センター 1113会議室

3. 出席者

（委員）浅野委員、池田委員、岡田委員、金田委員、北原委員、木村委員、
神津委員、河野委員、児玉委員、小林委員、五味委員、齋藤委員、
鈴木委員、瀬戸委員、丹保委員、中川委員、中里委員、中洸委員、
中野委員、橋本委員、平松委員、廣部委員、マルクス委員、松岡委員、
馬渡委員、和田委員

（事務局）平野機構長、川口理事、工藤理事、武市客員教授、小杉評価事業部長、
高瀬評価第2課長 外

4. 議 事

- (1) 第1期中期目標期間の教育研究評価の確定方法について
- (2) 第2期中期目標期間の教育研究評価に関するワーキンググループの設置について
- (3) 国立大学教育研究評価委員会の今後のスケジュールについて
- (4) その他

- ・ 第3期初回の委員会のため、丹保委員長及び北原副委員長を互選。
- ・ 第22回議事録案が承認された。

（○：委員、●：事務局）

- 定刻になりましたので、国立大教育研究評価委員会を開催させていただきます。

本日は第3期の国立大学教育研究評価委員会の初めての委員会でございます。後ほど委員長を選出させていただきます。それまでの間、事務局において議事を進めさせていただきます。

ます。どうぞよろしく願いいたします。それでは、本委員会開催に当たりまして、当機構の平野機構長より挨拶を申し上げます。

● 本日は大変お忙しい中、国立大学教育研究評価委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。とうございます。

ところで、この度の国立大学教育研究評価委員会におきましては、継続性が重要であるということで、前回各委員の方々にもお願いを申し上げたところでありますが、委員の方々の再任につきまして、全員からご快諾をいただきましたことを大変ありがたく、心から御礼申し上げます。

さて、今期の委員会では主として第1期中期目標期間の教育研究の状況の評価の確定について審議いただくことになっております。加えて、今年7月に文部科学省の国立大学法人評価委員会より、第2期中期目標期間の評価方法の基本的な枠組みについて検討依頼が来ておりますので、あわせてご審議いただきたく思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は第3期の初回でありますので、後ほどこの会議の委員長、副委員長を互選いただくことになっておりますが、大変僭越ではございますけれども、継続性をということで、また皆さん方にご審議いただきます。できますれば委員長に丹保委員、副委員長に北原委員をお願いしてはどうかと、事務局としてはご提案申し上げたく思っている次第でございます。委員の皆様方には大変お忙しい中、第1期中期目標期間の評価を確定することについてさらにご負担をお掛けすることになりますが、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

● それでは、初めに委員長、副委員長の選出でございます。本件につきましては、規則によりまして委員の互選により選出いただくこととなっているところでございます。本来であれば、ここでどなたかのご推薦をもって選出いただくところでございますが、先ほど当機構長の挨拶の中にもありましたように、今期は前期に引き続きまして、委員長に丹保委員、副委員長に北原委員をお願いしてはどうかと、改めて事務局から提案させていただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(異議無し)

● ありがとうございます。

それでは、丹保委員長に以後の議事進行をお願いいたします。よろしく願いします。
○委員長 6年の仕事の残務の部分が多いようでございます。その分につきましてはご一

緒していただきましたメンバーの方々もお替わりにならなかったこともありまして、務めさせていただきたいと思います。ただ、2期がまた6年、次にあるわけですが、それについてはこれからご議論いただきますけれども、これはやっぱり思い切って1期の成功例、失敗例を頭の中に置いて、しっかりしたシステムを作ることになると思います。これはまた若干事務的なスタートをお手伝いすることはさせていただきますが、本格的な議論は次期に委ねた方がよろしいのではないかと思いますので、またその辺もどうぞよろしく願いいたします。

北原先生にはいつでも無理なことをお願いして、いろいろなワーキンググループの責任者をしていただきましたが、若干残った仕事がまだございます。また、よろしく願いいたします。

○ よろしく願いいたします。

○委員長 文部科学省の委員会から法人評価について検討依頼が来ております。事務局から、どういうものかご説明いただけますか。

● それでは、参考1をご覧くださいと思います。

「国立大学及び大学共同利用機関の教育研究の状況の評価方法に関する検討について」です。文部科学省の国立大学法人評価委員会委員長から、本機構に対しまして教育研究の状況の評価方法に関する検討についての依頼が参ったものです。

別添1の実施要領ですが、前回の委員会で素案段階のものを赤字の見え消しで、参考資料としてお配りしました。その際に本委員会としての第1期中期目標期間の教育研究評価の確定方法の方向性について審議いただいたところでもあります。その内容も含めまして、第1期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要項は別添1のとおり、それから第2期中期目標期間評価及び年度評価の基本的な方向性については、別添2のとおり、それぞれ6月24日に開催されました文部科学省の国立大学法人評価委員会総会で決定されております。この別添1、別添2を踏まえまして、第1期中期目標期間評価の確定と、第2期中期目標期間の教育研究の状況の評価について検討するように依頼があったものです。検討に当たりましてはそれぞれ留意点が示されております。まず第1期中期目標期間評価の確定につきましては、1つ目の○、各法人において第1期中期目標期間評価の確定に必要な資料について円滑な準備を行うことができるよう、教育研究の状況の評価方法に関して早急に検討を行い、本年10月中を目途に実施要領等を作成すること。2つ目の○は、教育研究の状況の評価方法について実施要項等を作成する際には、各法人の意見に十分留

意すること。3つ目の○、評価作業の負担軽減の観点から、教育研究等の質の向上に係る中期目標の達成状況の評価及び学部・研究科等の現況分析のそれぞれについて、評価方法の大幅な簡素化に努めること。各法人において評価結果を教育研究の改善に活用することができるよう、評価結果の判断理由や改善すべき点がより明確に把握できるよう工夫充実すること。学部・研究科等の現況分析の結果を教育研究等の質の向上に係る中期目標の達成状況の評価にどのように反映するかをより明確にすること。評価の透明性・正確性の一層の確保のため、判断理由を明示することや事実誤認のみに制限されていた意見申立ての対象を評価結果そのものや表現の変更等にまで拡大するなど、評価結果案に対する法人からの意見申立ての方法を工夫すること。

また、「(2) 第2期中期目標期間における評価」につきましては、1つ目の○、第2期中期目標期間において各法人が中期目標の達成に向けて計画的に業務を実施することができるよう、平成20年度に実施した評価作業の検証を行い、それを踏まえ、第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価方法の検討を行い、本年度中を目途に基本的な枠組みを決めること。それから2番目から5番目までの○につきましては、第1期の確定と同様の留意事項をさせていただきます。6番目の○、学部・研究科等の現況分析における質の向上度の評価に当たっては、高い水準を維持している状況についても配慮することも含めて、第1期中期目標期間と比較した質の向上度に配慮した評価方法とすることが2期では言われているところです。最後の○につきましても、1期と同様の留意事項として付されています。

第2期中期目標期間の教育研究の状況の評価方法の検討につきましては、本年度中に基本的な枠組みを決めるように示されていることから、今後この委員会で検討していただくこととなりますけれども、さしあたって第1期の評価の確定の留意点に対する対応状況についても、第1期の確定に係るワーキングの中で審議していただいておりますので、後ほどお諮りさせていただきたいと考えております。以上になります。

○委員長 ありがとうございます。

参考1でございますが、第1期中期目標期間評価の確定についてで、これにつきましてはワーキンググループでご議論いただきました。副委員長から後程ご説明をいただいて、ご議論いただきたいと思いますと思っております。

それから(2)でございますが、淡々と書いておりますけれども相当すごいことが書い

でありまして、ほんとうにやるとなったら具体的にどうしたらいいか、1期の経験を踏まえてある程度きちっと詰め切らないといけないかなと思います。例えば意見があったらその意見に対応しなさいというのですが、どう対応したらいいかがそう簡単ではございません。そこらを含めて、我々が持っておりますマンパワーと、それから大学が努力してくれたことに対してのリターンの満足度をどう見たらいいかを、国立大学協会ともよくご相談しながら、いろいろな議論をした上である種の妥協点を見つけるしか多分ないのだろうと思います。各行を見ていただきますと、留意すべきこととか、何々について評価方法を配慮しろとか、いともすらすらと書いてありますけれども、実際作業する方はなかなか簡単ではございません。レフリーもそんなにたくさんいるわけでもございません。なるべく簡素にしろと書きながら満足度を上げろという、相反する2つの要求が並べられております。これは1期の経験を受けた上で議論することにしたいと思いますので、そこは後程ご意見をちょうだいできればと思っております。

それでは、ワーキンググループでご議論いただいた実施要項と評価マニュアルを頭の中に置きまして、残りの2年間をどうするかを含めて、8月4日に国立大学法人説明会をいたしましたので、その説明会の時の色々な意見のやりとり等が、やはり今までの我々自身のやった仕事——自身といってもたくさんの方にお願ひしたのでございますが、それを次の2年にわたって一応の結論を出すための大事な参考でもございます。

まずワーキンググループのところからご説明いただきましょうか。

○ それでは、ワーキンググループの検討状況についてご報告をいたします。

ワーキンググループは2回開催いたしました。7月21日と8月25日であります。その2回で検討を重ねまして、本日ご検討いただく実施要項と評価者マニュアルのワーキンググループ案を取りまとめました。案の取りまとめに当たりましては、前回のこの委員会で「第1期中期目標期間の教育研究の評価の確定方法の方向性については、平成16～19年度の評価における結果を変更する必要性の確認を基本とする」という方向でいくことを確認していただいております。それから、文部科学省の国立大学法人評価委員会からの検討依頼がございました。この2つを踏まえて検討を進めました。併せて各法人の作業負担の軽減にも考慮しました。そして評価方法の簡素化、提出資料の簡素化等も考えました。実施要項、評価者マニュアルにつきまして、具体的なところは事務局から説明願います。

● 資料2、「第1期中期目標期間の教育研究の状況の評価の確定について」です。これ

は今回実施します評価の確定作業の位置づけとポイントを整理させていただいたものです。

まず1番目としまして、平成16～19年度の評価結果を次期中期目標・中期計画の検討に資するとともに、運営費交付金の算定に反映させるために、第1期中期目標期間の終了に先立って平成20年度に評価を実施したというものであります。

今回行います評価（確定作業）ですけれども、確定作業は平成22年度に実施するとしています。それから先ほど副委員長からもお話がありましたように、平成16～19年度の評価における結果を変更する必要性の確認を基本とする位置付けとなっております。

それから、確定作業に当たっての法人からの要望としまして、評価結果を変更する必要がなければ、達成状況報告書や現況調査表の提出を不要にして欲しいこと、中期目標の達成状況評価は、平成20年度、21年度の進捗状況、改善点を検証するに留めて欲しいといった評価方法の大幅な簡素化による法人の作業負担軽減の要望があります。

それを受けまして、その対応としまして、まず評価方法の簡素化というところでは、達成状況につきましては平成20年、21年度の実績を対象とし、顕著な変化がある中期計画の実施状況について、評価結果を変更する必要性を確認する。また、現況分析におきましては、大学情報データベース等で平成20年、21年度の状況を把握し、現況分析結果を変更する必要性を確認する。それから、法人が提出する資料の簡素化としまして、達成状況では、法人が顕著な変化がないと判断する中期計画については、その実施状況の記載を求めない。現況分析におきましては、平成20年度評価を受けている学部・研究科等は、現況調査表の提出を求めない。それから調査方法の簡素化について、調査方法は、訪問調査を行わず、書面調査のみで行うことで整理させていただいております。

続きまして資料3になります。第1期中期目標期間の教育研究の状況の評価結果の確定に係る実施要項（案）で、これは評価結果の確定の実施方法と、法人が作成する実績報告書の作成要領となるものです。

それから、資料4につきましては「評価者マニュアル」と書いてございますが、評価者の評価作業のマニュアルになるものです。

そして資料3の実施要項、資料4の評価者マニュアルの原案の作成に当たっては、第1回目のワーキンググループが開催された後になりますが、8月4日に各法人に対して説明会を実施しております。説明会当日の配付資料としましては、この実施要項そのものでは

なく、その時点の検討状況の概要をパワーポイントの資料で作成したものを各法人に事前に配付し、質問事項も事前にいただいた上で当日、質疑応答の際に口頭でお答えしております。各法人からの意見と説明会でのやりとりにつきましては、参考2になりますが、国立大学法人等評価実務担当者説明会における主な意見とその対応ということでまとめさせていただきます。それで各意見の機構としての対応についてですが、本日審議していただきます実施要項や評価者マニュアルでできるだけ盛り込むほか、今後Q&Aを作成しまして各法人に周知することとしております。

個別の説明に入ります。まず資料3をごらんください。前文で四角に囲ってある部分、これは先ほど資料2で説明したように、今回22年度に実施する評価の位置付けを記載させていただきます。

それから1の評価結果の確定の実施方法についても、法人の作業負担の軽減といった観点から平成16～19年度の評価との作業の重複をできるだけ避け、大学情報データベースのデータを活用し訪問調査は行わないことを記載させていただきます。

(1) 中期計画の達成状況評価につきましては、平成20年度、21年度の実績を調査分析し、中期計画の進捗状況を確認する。確認は、法人から提出されます20年度、21年度の中期目標の達成状況報告書と大学情報データベースのデータを基に実施する。項目ごとの達成状況の判断は、平成16～19年度の評価で実施した積み上げ方式を踏襲。それから平成16～19年度の評価において改善を要する点として指摘した事項について、その改善状況を確認する。

また学部・研究科等の現況分析につきましては、20年度、21年度の教育研究の実績を調査分析し、平成16～19年度の評価結果からの変化を確認。確認は大学情報データベースのデータと法人から提出される資料を基に実施。分析項目ごとの水準の判断及び質の向上度の判断は、平成16～19年度の評価で実施した方式を踏襲。なお、平成20年度、21年度に新設された学部・研究科につきましては、平成16～19年度の評価と同様の方法で実施するとされています。

2ページ目になりますが、大まかなスケジュールとしましては、平成22年6月に法人から資料の提出があります。それとあわせて大学情報データベースのデータ入力もしていただく。それを受けまして、平成22年7月～12月の間に機構において書面調査を実施する。それから平成23年1月～2月にかけて各法人からの意見申立てとその対応をする。

それで平成23年3月に文部科学省の国立大学法人評価委員会で評価報告書を提出するというのが大まかなスケジュールになっております。詳細のスケジュールに関しましては、資料3の一番裏面に確定作業スケジュールとしましてまとめさせていただいております。

それでは、2ページにお戻りいただき、法人が提出する資料等について整理させていただいております。内容については、これ以降のページに図式化したものをまとめておりますので、そちらご説明させていただきます。

まず3ページ目に基礎的なデータ収集として活用する大学情報データベースの入力につきましては、法人が平成20年度、21年度に係るデータの入力をしていただきます。それから4ページ、中期目標の達成状況評価につきましては中期計画の実施状況の確認ということで、平成20年度、21年度における実施状況とその成果において、平成16～19年度の評価結果を段階判定しているものを変え得るような顕著な変化があったかどうかで提出していただくことを考えています。なお、評価結果を変え得るような顕著な変化とは何かという質問が法人向けの説明会で多数寄せられており、達成状況での顕著な変化は、中期計画の内容がそれぞれの法人で異なるので、各法人で判断してくださいと説明をさせていただいております。

顕著な変化がなかった場合につきましては、実施状況を記述する必要がありませんとして、引き続き継続して実施している中期計画をまとめて記述してくださいとお願いをさせていただいております。具体的な内容は6ページの赤字で⑥の欄です。これにつきまして下記以外の中期計画ということで、平成19年度までの取り組み等を引き続き継続して実施していると書いていただければ結構ですということです。

中期計画の実施状況について顕著な変化があった場合につきましては、当該中期計画の平成20年度、21年度の取り組みや活動の内容・その成果の実施状況が明確に理解できるような根拠となる資料・データを示して記述してくださいということで、6ページの赤字の⑦に示しているような形で記述願いたいとさせていただいております。中期計画の達成状況評価の中で、平成16～19年度の評価において改善を要する点の指摘があったかどうかで、指摘があった法人に関しましては、改善を要する点として指摘された事項について、その改善状況を記述してくださいというお願いをしているところであります。

学部・研究科等の現況分析に関しましては資料3の9ページになります。

学部・研究科等の現況分析に関しましては、平成16～19年度評価を受けた学部・研

究科と、平成20年度、21年度に新たに設置された学部・研究科で提出していただく書類が異なることになっております。平成16～19年度評価を受けている学部・研究科等につきましては、現況分析における顕著な変化の説明書を提出していただく予定にしております。この顕著な変化の説明書につきましても、平成20年度、21年度の実績によって、平成16～19年度の評価結果（段階判定）を変えるような顕著な変化があったかどうかで説明書を求めるものです。顕著な変化がなかった場合、この説明書はもちろん提出する必要はありません。顕著な変化があった場合には、それぞれ説明書を分析項目または質の向上度の事例ごとに作成していただくことにしております。実際の説明書の様式は、資料3の10ページに記載要領を示させていただいています。また、平成16～19年度に評価を受けている学部・研究科は、顕著な変化の説明書のほかに学部・研究科等の研究業績書類を別途提出していただくことにしております。この学部・研究科等の研究業績はなぜ提出していただくかということですが、先ほどデータベースで主に変化を確認すると申し上げました。分析項目で研究成果の状況につきましては関連するデータベース項目がないことから、各法人に対して当該資料を求めるものです。この対象業績は、卓越した水準にある業績、「SS」と判断した業績に限定しています。その理由は評価結果を変え得るような成果がある研究業績は卓越した水準にある業績、つまり「SS」と考えられるために「SS」に限定しています。資料3の説明につきましては以上になります。引き続きまして資料4の説明に入らせていただきます。

1 ページ目は評価者の先生方に見ていただく書類のため、法人から提出される達成状況報告書のイメージを記載させていただいています。

2 ページ目は、書面調査で機構は、達成状況報告書、大学情報データベースのデータを基に中期計画の判断基準に照らして判定を確認し、積み上げ方式により中期目標を判定するということとなります。今回は、訪問調査を実施しないので、書面調査を行っている段階で法人に確認を要する事項が出てくることが予想されます。本文中や根拠資料等で段階判定を行う上で必要な確認を要する事項があった場合には、書面調査シートの中に書いていただきまして、それを法人に確認する手続を入れさせていただいています。

3 ページ目の4)、改善状況の確認は、法人から記載された平成16～19年度の評価結果における改善を要する点の改善状況を、機構が確認する形になっております。

○委員長 この今の表の見方で、灰色の部分は機構側の事務局で記入するのですか。

● はい、そういうことになります。

○委員長 白い欄を評価者が記入する様に、見やすくして下さったんですね。

● はい。それで5ページから評価結果のイメージということで、平成16～19年の評価の記載方法との変更点が2点あります。まず赤字で囲ってある、「優れた点」、「改善を要する点」、「特色ある点」の表記の場所を、大項目ごとから中項目ごとへの記載と変更をさせていただいております。それから「改善を要する点」として指摘した事項につきまして、その改善状況を「改善を要する点」の改善状況に記載するという評価結果書を考えています。

6ページからが学部・研究科等の現況分析に係る評価者マニュアルです。まず6ページと7ページが法人から提出される資料、顕著な変化についての説明書と、学部・研究科等の研究業績書類がこういった形で出てきますという説明をさせていただいております。

8ページの書面調査ですけれども、書面調査は大学情報データベースの平成20年度、21年度のデータについて、平成19年度までのデータと比べて顕著な変化が認められるかを確認することにしております。こちらにつきましても、法人に対し確認を要する事項がもしありましたらそちらもご記入いただき、法人に確認する予定にしているところです。

判定につきましては、大学情報データベースまたは学部・研究科等の研究業績の確認結果と現況分析における顕著な変化についての説明書の確認結果により、分析項目について判定を変更する必要があるかどうかを総合的に判断することにしてあります。

評価結果につきましては、現況分析結果のイメージということで、12ページ目、こちらは平成16～19年度の評価結果を変更しない場合の記述と変更する場合の記述でそれぞれ分けております。変更しない場合は、平成19年度における現況分析結果は以下のとおりであったとその時の判断理由を記載し、22年度の現況分析を行った結果につきまして、上記について平成22年度に実施した現況分析においては、顕著な変化が認められないことから、平成19年度における判定を、第1期中期目標期間における判定として確定するという記述を考えております。

評価結果を変更する場合は、平成16～19年度の評価とその判断理由を書いた後、上記について平成22年度に実施した現況分析においては、顕著な変化が認められることから、判定を以下のとおり変更し、第1期中期目標期間における判定として確定するという

記述を考えております。判断理由等につきましては、書面調査シートから転記により記載します。

質の向上度につきましても評価結果を変更する場合、しない場合とそれぞれ分けております。ここで1つ加えているところが、平成16～19年度の評価結果は、その評価結果が大きく改善しているかといった事例で何件ということは記載されていなかったのですが、22年度の評価結果においては、「大きく改善、向上している」、「相応に改善、向上している」など、区分ごとの判断の事例件数をお示しする形にさせていただいております。

13ページからが平成20年度、21年度に新設された学部・研究科等の様式で、基本的に平成16～19年度に実施した評価方法、提出される書類も含めまして踏襲することを考えています。

資料4の説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○委員長 相当色々なことが書かれておまして、なかなかすっとは入ってこない部分もあるのだと思います。資料2を見ていただくと、おおよその流れが書いてあるわけでございますけれども、平成16～19年度の評価は運営費交付金に反映させることを頭の中に置いているために、一応のまとめをいたしました。それが運営費交付金を議論する時に基礎データになると思いますが、ただ評価は6年でございますから、最終的な部分は6年が終わった後に評価を受けるというのが出てまいります。それが資料2の今回の評価確定作業で、これは平成22年度で行います。平成16～19年度の4年間分の評価が既にありますので、その4年の評価をもしかして大きく変更するようなことがあればそれを加える。ほとんどなければ、もう運営費交付金に既にいささか跳ね返っておりますので、それを淡々と進めて第2期に入るのが多分趣旨であろうかと思っております。ということは、22年度の確定作業は大きく変化することがあるか、ないかが、多分判断の分かれ目であろうかと思っております。

従いまして、もう4年間でかなりのことをやり尽くしている部分もありますので、なるべく簡素にやって大きな変化があるかないか、もしくは全然評価をしなかった分はまた別の扱いをするかが次の流れかと思っております。確定作業に当たって法人からの要望は、大幅な簡素化、作業負担を軽減して欲しいようでございます。出かけていくような調査は原則としてはしないようにとのことでございます。

やはり顕著な変化をどう見るか、顕著とは何かがまたおそらく論点になろうかと思えます。それから現況分析は大学情報データベースが基礎になりまして、平成20年度、21年度のデータベースがずっと出てきて、我々が色々なことを22年度にするためには全部のデータが揃っているかが実務上の大きな問題になろうかと思えます。

資料提出については、淡々と6年間については実施状況を求めないというのが下から2つ目の提出資料の簡素化に書いてございます。変化がある時はそれを見ていただきましょうというものです。調査方法の簡素化は一番最後ですが、先ほど既に申し上げたように訪問調査は行わない、書面をベースにして議論する。書面もデータベースが基本的な情報であることが流れであろうかと思えます。それをベースにいたしまして資料3に書かれているような手順で評価をしたい。顕著な評価とは何であるかは、やっぱり自己申告に基づくものだと思います。⑥が表現のかぎになるとの説明でございました。あとは特に大きな変化がないようでございます。何かご意見はございますでしょうか。

○ 只今のお話にあった「大学情報データベース」を私はまだ見たことがありません。討議の前提として共通理解をするために、このデータベースはいつ誰が作ったのか、記入項目はすべて共通なのか、データは既にどこまで記入されているのか、データ内容は公表されているのか、その辺のご説明をお願いできればありがたいと思います。

● データベースにつきましては公表されているものではありません。それで、各大学が実績報告書を作る上でデータベースを用いて報告していただくことにしております。共通項目というのがありまして全部入力していただきたい項目です。その入力に当たりまして、従前これはお願いしているもので、あくまで入力するかどうかについては大学の任意に現在なっている状態です。8月4日の各法人の説明会では今までは入力については任意としているところに、今回データベースを使いますので入力をお願いしますと申し上げましたところ、特段それに対する法人からの意見はありませんでした。

○ そのフォーマットはどこで作られたものですか。

● フォーマットは機構で共通項目というものがあって、それはほとんど数字です。例えば専任教員がどのくらいいるとか、学生に関しては、例えば年次別の人数、学科ごと、専攻別等々の数。教育活動では修士論文の題目など、学生支援、研究に関しては外部資金の獲得状況、産学連携等々、国際交流では留学生数という共通項目がございます。現状ではほとんどの国立大学、項目的にちょっと抜けている部分もございますが去年の段階では1

大学を除いて入っております。その残りの1大学も今回入力して下さることになりましたので、国立大学で入力されます。このほかに任意の項目があります。これはどちらかというと文字情報を中心にしたものです。私どもが判断しようと思うのは共通項目のデータについてでございます。

また、大学ごとのデータは公表されておられません。しかし入力していただいたデータはこの間の平成16～19年度の評価をする前に各大学にお渡ししました。今その集計データは既に公表されています。ですから個々の大学名が入ったデータは公表されていませんが国立大学全体での集計データ等は既に公表されている状況でございます。

○ 資料3の12ページで、データベースの様式に研究業績の報告を求める項目がないというお話を伺ったように思いますが、もしそうであれば、データベースにその項目を追加すれば良いだけのことなんでしょうか。

● 実は、スタート時に研究業績に関して随分議論いたしました。これは分野によって形式、書式がまちまちでして、統一はとてもとれない状況だったもので、入っていません。ただ、これはご指摘の様に、むしろこういうものこそここにあるべきだという意見もありましょう。私もそう思いますので、やはりその辺の整理は多少フレキシブルにして、いずれはそういうものがあつた方がいいと思います。そういう事情でスタート時には入れずにスタートしたのが現状でございます。

○ 3ページの大学情報データベースが、暫定評価では現況分析のデータとして位置付けられていたのですね。今度、全体の評価のためのデータベースと位置づけられ、ここの基礎的なデータに格付けられたのは19年度までのものと大分データの位置付けが違つたのですね。データベースは達成度にも使うわけですから、現況分析だけのデータではないとしてこの基礎的なデータに持ってきているのですね。それから、大学情報データベースは、もう固有名詞なのですか。

● はい。いわゆる機構で今回お願いして作ったこのデータベース等という意味です。この国立大学法人評価等々でいえば、これはもう皆さんに理解していただけるものです。

○ 大学評価の6年間の最終形としてこれでいいのかどうかという疑問はあります。この疑問は次の課題としてとりあえず脇に置きまして、今回の6年を終結するための方法として、2つ教えていただきたい。例えば私が大学の人間だと仮定します。皆さんご存じのように評価は大体大変いい評価の大学が少しと、ちょっと問題がある評価の大学が少しあり

ます。ほとんどが中位ですね。一方顕著なる変化があった時にアクションを起こしてください、そうでないときは要りません、枝葉を切りますという流れになっています。もし今までの評価（たとえば中位の）と同じであればよいとするとあえて何もしないのが一番いいとなり、一切やらなければ時間も労力も省けて前と同じ評価が確保できると考えたくなります。現実にかような考え方を採る方もいるのではないかと思います。その時に、そういう考え方でいいとするのですか、これが1つ目の疑問です。

それから今、議論になったデータベースを見るということは、我々評価者が警察または検察機能を発揮することをねらっているのかどうか。つまり、何もアクションを起こさない大学に対しては、そういう態度を見て「あなたの評価は云々」と口出すことが期待されているのかどうか、これが2つ目の疑問です。この2点をお尋ねしたい。

○委員長 大変重要なポイントだと思います。

● これは、データベースで確認しますというのは、まさに今おっしゃった後者でございます。おそらく大学としては、良くなった方は書いてくるでしょうけれども、悪くなった方は多分書いてこない。良い方は出てきますけれども、問題がありそうな部分はこのデータベースで確認します。どうも右肩下がりにになっていることですぐ評価を下げるという意味ではありません。そういうことは大学の方に問い合わせをして、お答えをいただいた上で評価をする構造になっております。ですから、どちらかというは今仰った後者になる構造を作ったつもりでございます。

○ 1点目の疑問はいかがですか？前と同じ評価を期待しようと思えば、何もなくていいのですね。

● ただしその場合でも、もしデータベースで確認して変化が起こっていれば、大学に問い合わせ評価を変えることはあります。

○ 要するに自分のところは大丈夫そうだと思います何もしないのが一番賢明だということになりますよね。

● はい。

○ ただ、さっき次の議題に先送りしたので、それでいいのかという議論は依然として残っていると思います。

○委員長 はい、どうぞ。

○ 資料2を見ますと、1のところの平成16～19年度の評価については、運営費交付

金の算定に反映させるためにと書いてありますね。2の今回の評価（確定作業）のところではそのことについては一切関係が書かれておりませんね。これは関係があるのか、ないのか、そのところを説明してください。

○委員長 予算の概算年度と、何年までの数字しか使えないという話をちょっとご説明いただけますか。

● 私どもは予算を決める立場にございませんけれども、平成16～19年度の4年目までの評価を次期中期目標の作成に資することと、今のご指摘の概算要求に反映することです。それを反映させた結果、例えばこの確定作業によって大きな変更があった場合には、それを修正するという考え方であったと私は思って、依頼を受けてやっているつもりでございます。ですからもし大きな変化があったら、例えばそれまでできている概算要求の形を何らかの形で修正するという考え方であろうと思っています。

○ 今のご質問を、ここに書いているのに即して申しますと、今回書いていないというのは、ここに書いてあるのは4年目でやるのが運営費交付金に間に合うような文脈で書いてあるのですね。運営費交付金にこの評価が反映されちゃ困るような、そんなのはよくないというご意見もあります。前回いわゆる暫定評価について、運営費交付金の算定に反映させるためというのは、間に合わせるためです。1期が終わった後で評価しても、2期目の交付金にはもう間に合いません。反映させるために先立ってやったと読んでいただくと思います。

○委員長 どうぞ。

○ 参考資料の文部科学省からの依頼についてです。

その中で、第2期の準備もしなさいとありましたね。各大学にこれは形の上では文部科学大臣が第2期中期目標と計画を依頼するのでしょうか。そうすると第2期は従来とは違うのが前提になってくる。そういうことを考えますと、第1期で評価して査定したものは、実は第2期には役立たないのが原理だろうと思うのですね。様変わりした違う目標と行動計画を立てて、それでもって6年間を次に走らせようとしているわけです。その中で、この残務整理的確定作業がどう生きるか。先程のご説明の方法しか、私もなかろうと思います。ただ、違う目標を掲げてもう動き出して2年経った時に、修正などは逆に言ってまかり通るはずもない。我々が今から作業をやって2年分の確定をしました資料は、次のタームにどのように生かせるかという視点で取り扱わせるべきです。どのような目的にしろ、おそ

らくやる作業は一緒だろうと思います。場合によっては文部科学省に強く申し上げて何かの格好で担保をとらないと、大学は6年でもって評価されて次に変わっていくということでは、とんでもないことになる心配があります。今まで続いていた議論を私なりにちょっと違う方向から申し上げました。

○委員長 期が変わって学長が替わり、ドラスティックに大学が動くこともあり得ます。ただ、過去の実績のないところに次は多分ないでしょうから、そこをどう見るかが評価の難しいところです。今、仰った問題は、やっぱり変わった時にそれが前のネガティブな財産にならないかは、かなり慎重に見なければいけないという気がいたします。

● 確かに6年間で1期が終わり、それから2期が続くので、そういう意味では確かに新しい2サイクル目になります。ただ、教育と研究に関してはかなり継続的に進んでおりますので、全く似ても似つかないものが出てくるのはちょっと考えられません。やはり1期の結果に基づいて当然2期、あと6年でどういう目標を立てるかの話になると思います。おそらくどこかで切れるものじゃないということが第1点。それから、例えば今回やりましたいいわゆる質の向上度がございましたね。質の向上度は、1期目法人化した時点から4年後だったんですけれども、実質的には法人化した時点というのは必ずしもデータがちゃんとあるわけじゃない。この次はおそらく6年間終わった時点とどのくらい質が向上したかという話が2サイクル目には出てくるはずです。運営費交付金を4年間の結果でしたものを、後ほどの2年で修正することはありますが、おそらく教育研究に関しては基本的にはずっと繋がっている6年の実績に基づいて、次のサイクルをじゃあどう立てようかという話なので、かなり継続的に進むのではないかなと考えております。

○委員長 機構長。

● 今、説明をいたしましたように、第2期目の大学の中期目標・計画は、6月30日に文部科学省に提出されております。今、第2期目の目標・計画の委員をやっております。その中には当然、国立大学の教育研究の評価委員会から出たデータを基にありますが、そこから出たところを踏まえて各法人は自分のところの特徴を出せるべきところは出すというところが中に一部入っていると聞いております。その点については切っていく部分ではなくて、継続的な教育研究の発展のためにはいい形で使われていると思っております。今度の確定で2年の確定後に出るものについては、大きく変わることは中でまた微修正をしてくるということでもあります。これは年度ごとでそれぞれの各法人からの概算要求事項

を審査します。その中で当然今までの形でいけば加味されてくると思っております。という点においても特に大きく変わる点があれば、ここの確定のところできちっと評価を出してあげるべきだと思っております。

○委員長 どうぞ。

○ 質問ではなかったのですが、お答えはひとつも望んでおりません。場合によっては違う視野が開けるかなという意図で申し上げた言葉です。前々からこの場で問題になるのは、大学の教育研究活動をどのようなタームで切って、それを次にどう循環させて継続性を確保するかが、この法人評価制度が始まって以来の大きな問題だろうと思います。確定作業の裏側にはその先の既に走り出している2年目あるいは4年目に至るそことのコネクションをどうすればいいのかが一番関心であるべきだろうと思います。

○委員長 2期目の話を後で少ししなくちゃいけないと思うのですけれども、ご発言がございましたらどうぞ。

○ 平成16～19年度の評価は運営費交付金の算定に反映させるということもありますけれども、その前に次期中期目標、中期計画の検討に資するとあります。平成16～19年度は中期目標や中期計画の検討に反映ということもあります。そこにも反映するし運営費交付金にも反映するという道筋になっている。今2年間のものは、同じく修正という形で中期目標や中期計画に反映することもあるし、あるいは運営費交付金の算定に修正という形で反映することもあるという理解でよろしいですか。

● はい、そのとおりです。

○ 今の感想ですが、非常に理念的なものは共鳴するものを持っております。やはりこの制度をどうするかはこれから出てくる2期の評価方法において、十分に議論していかなくてはいけないと思います。

私が仮に文部科学官僚としますと、国立大学法人法の規定は文部科学大臣が定めるとしています。ということは、文部科学大臣がA大学の目標はこうしてくださいと言えば、一方においては180度変えることも不可能でない。ただ現実には大学側が立てたものを文部科学大臣が認めますので、その法的な一義的な意味と実際は異なっているのです。目標というのは6年ごとに変わり得ると考えておいた方が自然ではないかと思えます。ただ、その中でさっき仰った理念として学問としての継続性、その中のXからZまでの変数のうち、ある変数は消えてなくなるかもしれない、それが目標の変更になるかもしれない。た

だ、大きくはやっぱり教育の継続性、研究の継続性というものに裏打ちされた目標の変更だと、私はそう考えております。ですから、目標が変わることが悪とは私は思いません。その時々における大学の方針と国の方針というものを踏まえた新しい目標をその期間ごとに変えていく自由度は、国においても大学においてもあると思っています。

○委員長 一番レベルの低いところの例でいきますと、平成20年度のデータを使わないと平成22年度の概算要求はできないというのはいいですね、平成21年度では間に合わない。ぎりぎりいっぱい平成20年度の数字を頭の中に置いて、修正は当然あり得ます。一般的扱いは、平成20年度という数字が出てくる一番物理的、事務的な理由はそこであると理解しておいた方がいいと思います。

それから大学をどう変えるかという話は、旧制から新制に切りかえられたと真ん中を歩いた年齢でございますので、非常にドラスティックに動いたのを見ております。国が意思を変えれば制度は大きく変わる可能性がございます。それをどう見ていくか、それでも各大学はそれぞれの伝統をずっとキープしております。またもっと大きな情勢で、近代の200年は大きく変わろうとしている時に、近代が作った大学というシステムがもしかしたら変わるかもしれないという予感すらあるわけでございます。その時にデパートメントシステムをベースにしたようなこの大学がずっとこんな格好でいくかは、もしかしたらここ数年のスパンで変わるかもしれません。大学の意思もあり、国の意思もありというようなことが出てきて、多分我々は、もみくちゃにされる可能性がなきにしもあらずだと覚悟しながら、色々なことをしなきゃいけないとは思っております。

したがって、平成20年度で終わって2年間で始末をするというのは、一応やってきたことを仕上げる2年間であり、それはもう継続、変化を含むとご理解いただけるのではないかなと思います。それでは評価者マニュアルの中身についてはいかがでしょうか。

○ 前回、実際の評価に従事して思ったことは、やはり大学とのコミュニケーションが重要だと思います。昨年の評価時の大学とのコミュニケーションは一体何であったかといえ、それは我々に与えられた実績報告書を読むことであり、訪問したときの大学幹部とのやりとりであります。そういう中で実績報告書だけに限定しますと、やっぱり文字数は結構大きな影響があります。実際、大学側から、もう少し字数多く書ければよく説明できたのにといい意見もありました。しかし一方では言葉を飾らずに言えば、どうでもいいことがいっぱい書いてあるということもありました。いずれにしても400字という制限があ

ったのですが、もう少しその辺の自由度、例えば400字プラス1割ぐらいの本当に書きたいことがあれば書いて読んでもらえるように、そして我々も読めるようにならないか、文字数の検討をもうちょっとしていただけないかとの要望です。

● 私どもも400字に非常にこだわっているつもりは毛頭ございません。一応400字と書いてありますけれども、我々は字数を勘定して405字になったらだめだということは、やっている暇はありませんと以前の説明会で申し上げました。これが5倍、6倍にもなればちょっとどうかとは思いますが、1割程度は書いて頂いて結構です。

それからこの字数は根拠資料データの字数は入っておりませんので、表とかは字数に入っておりません。実はそういうものを駆使していただくと、ほとんど文章がなくてもわかってしまうということもあり、諸々含めてある程度の字数を目安としていることをご理解いただければと思います。

○ やはり大学の受けとめ方によっては、400字をどうしても守ろうという大学の方がおられるのです。400字と書いてあるとそれを守る人がいます。400字を目途にとか、増えてもこのくらいでという方が私は親切だという気がしますけれども、いかがでしょうか。

● 仰ることはよくわかりますが、大体今までの評価の経験でいきますと逆に字数制限しないともうやみくもにたくさん書かれるというのが出てくるのです。字数も大学のサイズとか大分配慮した上で一応400字となったので、範囲というのは検討いたしますが、制限を設けないのは、私は非常に読みにくいものができるという心配をしております。変に制限しようという意味ではなくて、ある程度の字数で書いていただくという方が、今までの経験では評価担当者の方にもむしろわかりやすくなるのではないかなと思います。

○ 字数制限は賛成でそれを外せという希望はいたしません。したがって400字というものが決まるのであれば、その400字に対しての若干の緩衝材といいますか許容範囲をつけていただくと、書く方は気持ちがほっとするのではないかと思うのです。

○委員長 400字程でとか何か言っておいたらどうでしょうか。

● はい、わかりました。

○委員長 600字になったら困りますよと、ご検討ください。もしご質問がなければ、さっきのデータベースの話に戻るのですが、データベースの項目はオープンで公開されているのですか。

● ちょっと違う視点から申し上げられることは、項目は基本的には個々には何らかの形で、学校基本調査とかで公表されているデータなのです。それを一応機構の立場からこういうものが要るということをもとめ、これを基本的に入力して、私どもがこの大学情報データベースというものを提案しました。多少時間がかかった1つの原因は、既に色々な大学で色々な形でお持ちのデータは随分あるのです。なるべく手間暇かけないで機構に移せるような形を考えるためにも、随分エネルギーを使って考えました。基本的にはデータそのものは、おそらく今まで全ての大学で何らかの形で公表しているものだと思います。ただ、まとまっていなかったという性質のものであるとご理解いただきたいのです。

○委員長 そこはわかります。何がお聞きしたかったかという、こういう項目に関しては大学評価学位・授与機構はちゃんと持っていますよとみんなが知っていることが第1で、第2がもし状況が許せば、それに当てられた数字もみんなが見られますよと言ったら、この評価の半分ぐらいは終わってしまうことになりますよね。見るべき人が見れば分かってしまうわけですね。

● こういうものの集計データは一応公表しておりますので、データは大学評価・学位授与機構にはあることはオープンになっていると思います。ただ個々の、A大学はどういう数字かというのは出ておりません。

集計データは既に公表しておりますし、それから各大学にも前回の評価の前に全部お配りしました。

○委員長 表現は悪いですがけれども、もし公開したらそれを嫌らしく使う人も多分いると思うのですね。幾つかのレベルの低いジャーナリズムはおもしろおかしく取り上げるに決まっているのです。しかし、それがあることで、我々が色々な事をやるのが相当フェアに皆さんで見ただけの可能性もあります。少し事柄が成熟したら、日本の評価はそういうものをベースにしてやられているのだと、だれが見てもおかしくないものとなるのです。7割方それでわかってしまうようなものですね。例えば時系列的にどう動かそうかと思っているかは数字を時系列に並べれば別ですがけれども瞬間、瞬間はわかりません。例えば10年間を輪切りにしてみると、大学が何を言おうとしているか、その言っていることは本当か、嘘かなんていうのも、見るべき人が見たらすぐ分かってしまいます。そうなっていくと日本の大学評価も少し成熟して本物になっていくのではないかなと思います。今はスタート台にやっと立ったところですから、そんな高望みはしませんし、データも出し

たくない大学があることもよく知っております。その辺は努力する目標として、うまくいけば、この委員会や機構が持っております仕事も、かなり精選された部分について突っ込めば良いことになる様な感想を持ちました。

● その通りだと思います。それからもう一つ、これはデータベースをお願いする時に随分申し上げたのですが、個々の大学にも非常にプラスになります。ある大学ではちょうど2つのキャンパスを統合したばかりの時に、お互いのキャンパスの状況を知るのに非常に役に立ったという事もありました。データがかなり公開されていれば、自分たちの大学はどのような位置付けになるかを掴むのにも非常に有効であろうと思います。評価機関のためではなくて、それぞれの大学にも非常にプラスになるということで、シンポジウムを何回かやりましたので随分ご理解いただいていると思っております。

○ データベースは機構がやる前に先に作り始めた大学もあって、先ほどフォーマットのご質問がありましたけれども、機構のデータベースに翻訳するための変換プログラムを組んで機構に報告している大学もあるのです。そういう事情があるにしても非常に詳細なデータが集まってきているというので、これを使う我々にとっても大学側にとっても大きなメリットだと思います。

評価マニュアルに戻りますと、一つ問題があるとすれば、評価者がこの機構データを読み取る力があるのかどうか問題となります。単純に言えば、実際昨年秋の評価の時にもデータベースは我々が見られる様になっていて、職員の方が端末を持ち込んでいました。そこで拾おうと思えば拾える訳です。もう一つの問題は、過去の推移の時系列がとれているのかどうか。単年度ベースで常にアップデートされて最新のデータが蓄積されているのかどうか、もしなければ変化率が見えないわけです。そういう変化を読み取れるデータベースになっているのかどうか。

それから三つ目は、データベースには、いくなれば生徒数、職員数、図書室の本の数とかのハードなデータがたくさん入っているけれども、我々がデータベースに根拠して評価できるソフト部分のデータが入っているのかどうか、この点はいかがでしょうか。

● 今入っているデータは平成19年度、まあ平成18年度あたりから入っているところもあります。その辺のスタートは大学によってまちまちです。今年は9月末までに平成20年度が入ってきます。その辺のデータは、3年、4年の変化がどうなっているのかかなり解析できると思います。ですから、例えば平成18年度、19年度からのデータから、

例えば平成20年度、21年度が非常に大きな変化をしていることが見えるような形で、私どもの研究部でやってもらうように作業しております。

データベースによる確認という部分に関しましては、もちろん評価担当者の方に見ていただいて、変化があると書いていただいても結構なのですが、私どもの機構の方で、関連するデータに大きな変化があるようなことをあらかじめ調べた上で、ここに書き入れてお渡しすることに多分なると思います。すべてができるかどうかは必ずしも今申し上げられませんが、平成20年度に関しましてはこの9月に出てまいります。平成18年度、19年度から大きな変化があるかどうかは既にチェックできます。平成21年度は6月末に来ますので、7月ぐらいには確認した上で評価者の方にお渡しできる体制をとっております。ここを全て評価担当者の方がご覧いただいてもお書きいただく必要はないと思います。もちろんこのコメントに基づいてチェックしていただき、それに対して評価していただく必要はございます。ここをすべて書いていただくような体制にはしておりません。

○ ありがとうございます。大分その辺のイメージがはっきりしてきました。現況分析の時にこのデータベースを使って、今回の評価時は実績判定の方に格上げしてとなりますと、相当大きな影響力を持つてくるわけです。次の質問は、実績状況の中でこのデータベースがカバーし切れる範囲は、どのくらいのカバーを期待値として持っておられるでしょうか。2つ目は、変化の結果を評価委員に見せていただけることは素晴らしいと思います。評価者マニュアルの中で少し丁寧に、見所や見るポイントとか、用意しておいた方が良いのではないかということをお知らせします。

● 中期目標の達成度に関しましては、実は中期目標の種類によってはデータベースがほとんどつながっていない中期目標もあるでしょう。一方留学生に関係することであつたらかなりデータベースにも出ています。ですから、どのくらい絡むかと言われても、中期目標の種類によってかなり密接につながっている部分と、ほとんど0%というようなものがあるという以外はお答えできません。

それから現況分析に関しましては、教育に関しては5項目、研究に関しては2項目ありましたが、大学に5項目ごとにそれぞれどういうデータベースとつながっているかは既に申し上げております。それで、先程例外だと申し上げました、研究業績に関してはここに入っておりませんので、研究評価のうちの研究成果の状況に関してはこのデータベースにはありません。例えば競争的資金をどのくらい獲得したかなどは、データベースでカバー

できるのではないかと考えています。

○ そうすると、冒頭私が申し上げた、いわば検察、警察機能を我々が発揮するということとなりますと、データベースの性格上仕方がないと思うものの、今のご説明の中でデータベースでカバーできる部分とできない部分が必然的に発生してくるのですか。一方何もしない大学と、データベースではたまたま読み取れない部分がたくさんある大学はどうするのですか。何も言ってこないし、こっちからも見つけられないから、ブランクの部分は検察機能も警察能力も放棄します、でいいのでしょうか。

● まず現況分析に関しては、その濃淡はあまりないと思います。中期目標の達成状況については、おそらく中期目標によってはデータベースがほとんどないというのはもちろんあります。大学も何も言ってこなくてデータベースでも見られないことは、今回の場合は残念ながら起こり得ます。

○ 仕方がないとして今回はそうせざるを得ないのですか。

● 表現が適当かどうかわかりませんが、今回はそうせざるを得ません。先ほどのご質問でもう一つ申し上げるのを忘れました。データベースをどういうふうに見てくださいというマニュアルは別途作る必要があると思っています。実は、大学が入力してくるデータは予想以上にまちまちな部分があります。要するに母数がどうも違うとか、一番いい例は、留年者の数は、ある大学は4年になって初めて留年者がいることを気がつく大学があったりと毎年ちゃんとやっている大学ももちろんあって、この辺が非常に大学によって違うところです。ですからデータの読み方はある程度お知らせする必要はあるかと思っています。

○ 簡略、省略を旨としていますからそういう欠点が出ることはやむを得ないと理解し、それはある意味妥当な解決方法だと思いますが、やはりこの2年においては無理があることは全員承知しておく必要があるし、しておいていただきたいと思います。こうした意見や考えを次の2期の中でどう生かすかの議論をぜひしていただきたくことを強くお願いいたします。以上です。

○ 役に立てるところもきっとあるのでちゃんと見ますよと人に言うことが大事だと思うのです。それから、資料3と資料4にサブタイトルをつけて、「データベースの健全な発展とその活用に向けて」だとか、「初めての日本における何々」とかキャッチフレーズをつけますと、人の目に触れて認知されるわけです。ご存じのようにデータベースは色々な

ものが色々な所にあります。やっぱり入力者にとっては重なることは大変辛いのです。こういうものを集計するには権威の存在や、継続性や、質の管理が必要だと思います。私は大変ふさわしい場所からのデータベースのご提案だと思いました。

皆さんから今日ご賛同を得た形にされて、表に出さなくてもいいから、ぜひプロジェクトとしてずっと維持するなり、実際に手をつけていただくなりの仕組みを作るという、ご提案のご確認をいただけませんか。

○委員長 やっぱり機構が中心になってやらなければ、各大学個々では無理だと思います。機構がやるか、どこかの統計セクションがやるかは別としても、ぜひここでサポートいただけたら、なるべく継続的にデータが積み重なるように、日本中の誰でもが見られるようになる夢を見たいなとは思っています。

● ありがとうございます。私どもの中で、特に今年4月頃から他の項目も含めてきちっとデータを持って、各大学にもそういう支援と、それから見える化も必要だということをお話して議論を続けてはありました。使い方は注意しなければいけませんが、大変な応援をいただいたと思っております。機構の方でも今ソフト等を作るところになっております。私も3月まで大学におりまして、例えば研究成果の研究者プロフィールを入れてもらうだけでも大変な思いをいたしました。ペナルティではありませんがインセンティブまで入れてやりました。全部評議会のためにデータや入力率を公表しそれからアップデートのとり方も入れましたので、大変であることはわかります。一旦入れて、後で更新ができるようになっていけば、機構として見られるようになってきますので、それについてはさらに努めていきたいと思っております。

今日この議論とは違いますが、私はカリキュラム、シラバスのデータも入れてもらうように今運動しております。そうしますと今度は認証評価の方にも非常にうまく使えるということを考えております。またいろいろお教えいただいて、機構として動かすようにしていくようにいたします。どうもありがとうございます。

○委員長 実施要項と評価マニュアルにつきましては、基本的にこれで進めることでご理解いただいて、もし今あった議論に加えて修正すべきものがあれば、ご意見を事務方が整理した上で、私と副委員長2人に修正をお任せいただけますでしょうか。あまり大きな修正の議論はなかった気がいたします。

それでは、文部科学省から検討依頼を受けている資料6を説明していただけますか。

● それでは、資料6の「国立大学及び大学共同利用機関の教育研究の状況の評価方法に関する検討について（依頼）」への対応という資料です。第1期の確定に係る部分ということで、冒頭参考1で文科省からの検討、留意事項がありましたが、左側にその項目、右側に対応（案）という形で整理させていただいております。

1つ目が、確定に必要な資料につきまして、平成21年10月中を目途に実施要領等を作成すること。これはただいま審議いただきまして、その要項を基に10月に法人等へ説明、配付することになっている状況です。

2つ目が、この確定の実施要領等を作成する際には、各法人の意見に十分留意すること。これにつきましては、先ほども申し上げましたとおり8月4日に法人への説明会を実施しており、法人からの意見を踏まえて作成しています。

3つ目ですけれども、これは評価作業の負担軽減ということで、評価方法の大幅な簡素化に努めることに関しましては、先ほど資料2で法人からの要望に対する対応ということで、評価方法の簡素化、提出資料の簡素化、調査方法の簡素化の部分を記載しています。

4つ目は、各法人において評価結果を教育研究の改善に活用することが出来るよう、評価結果の判断理由や改善すべき点がより明確に把握出来るよう工夫充実することです。評価結果の判断理由が明確に把握できるよう、各中期計画の判定一覧を通知することにして、改善すべき点がより明確に把握出来るよう、1つ目として、改善を要する点を大項目ごとに記載していたものを中項目ごとに記載する。2つ目としまして、学部・研究科等の現況分析では、質の向上度において判定結果別の事例の件数を記載するという対応を考えています。

5つ目として、学部・研究科等の現況分析の結果を教育研究等の質の向上に係る中期目標の達成状況の評価にどのように反映するかをより明確にすることについては、従前から同じなのですが、反映方法については、中期目標の段階判定を行う際、当該目標に係る現況分析の分析項目の判定結果と大きな乖離が見られる場合は、1段階変更することができることをQ&Aに記載することで対応しようと考えています。

6つ目の評価の透明性・正確性の一層の確保のため、判断理由を明示することや事実誤認のみに制限されていた意見申立ての対象を評価結果そのものや表現の変更等にまで拡大するなど、評価結果案に対する法人からの意見申立ての方法を工夫すること、に関しては、4つ目の話と若干重複はするのですが、中期目標の達成状況の評価における判断理由が明

確に把握できるよう、意見申立ての照会時に、各中期計画の判定一覧を通知します。それから意見の申立てについては、実際にはもう少し先に出てくるものですから、引き続き機構としても検討する必要があると考えております。それに当たっては、平成16～19年度の評価では記載内容に事実誤認があった場合、それから誤字脱字等の字句修正を対象にしていたことについて、意見の申立ての対象や方法を検討していくという対応状況です。

なお、本対応状況は、実施要領等については文部科学省の評価委員会に報告して、そちらで正式決定されるものであります。その報告とあわせてこちらの回答も行う予定にしています。資料6につきましては以上です。

○委員長 ありがとうございます。法人から色々お願いが出ているようでございますが、法人との対応でまだ十分でない部分等があることについて、文部科学省がこんなことを考えて欲しいと言ってきているのでございます。おそらく国立大学協会にご相談して、どういことができるかをご議論いただいた上での対応を、場合によっては時間をかけて、次回に間に合うように議論しなければいけないのかなという気がいたします。こんなことは国立大学協会の会長や、事務局長にお願いしてはどうかということがあれば、ご発言いただくと機構は随分動きやすくなると思いますが、いかがでございましょうか。

ご意見ございませんでしたら、これは機構でご対応いただくということでよろしいでしょうか。おそらく国立大学協会の、評価にかかわる常置委員会でご相談いただいて、良い意見をちょうだいできたら、なるべくうまく早く実施することに尽きるのかなと思いますけれども、お願いできますでしょうか。

● わかりました。

○委員長 では、これはそういうことにいたします。 データベース項目を、今お手元にお配りいただきました。

● 一応お手元に一覧をご用意しております。それで、こういう項目を集めていますというのは既に我々のホームページで全部出ており、公表されております。それから、そこに任意と共通とあります。どのくらい遡れるかはわかりませんがこういう状況でございます。共通調査表はもうほぼ100%近く。それから任意が全体の数ではほぼ半分だそうです。これはすべての大学、すべての項目の中での半分という意味です。

○委員長 ありがとうございます。

このデータをもし見ていたら、どうしたらいいかとかなりよくわかって、やみくもでな

くて行動しただろうと思います。ですからこれに数字がついてくると、日本の大学はきっと相当よくなるのじゃないかと思います。色々なことに使う人が多分たくさんいると思いますけれども、それをうんと超えてよくなるような気がしますので努力しましょう。いつ出来るか分かりませんが、なるべく早くみんなが見られることが大事じゃないかなという気がいたします。ありがとうございました。

それでは、検討の依頼は機構長を中心にしまして、また国立大学協会ともご相談いただきながら詰めていく方がよろしいので次回以降の議論になると思います。

次は第2期以降につきましてどうしたらいいだろうかという、大変に重いのがありまして、私は少なくとも第1期は乗りかかった船だから、仕方がないから最後までお付き合いしようと思っていたのです。2期もやっぱり全然我々は知らない顔をしていられない状況が起こっております。どういうふうにスタートしたらいいかをご議論いただかなければならないと思います。アンケート調査をしていただいているようでございます。

● 検証アンケートの結果報告書については参考3になります。前回の委員会で速報値を集計した数値だけのデータをお配りしたところであります。その後機構でそのデータを分析しまして、現在版として配付させていただくものです。

これにつきましては、文部科学省の評価委員会からの依頼において第2期中期目標期間に関する留意事項として平成20年度に実施した評価作業の検証を行うとありますことから、第2期中期目標期間における教育研究の評価方法の基本的な枠組みを決定していく上での検討材料に活用していきたいと考えています。

参考3につきましては以上になります。

○委員長 これはもうすぐ正式のプリントが吹き上がるのですね。

● はい。完成しましたら公表させていただきます。

○委員長 こういうものを受けながら2期をどうしたらいいかを、ワーキンググループを立てさせていただいて議論を始めたいと思うのですが、そんな運びでよろしいですか。みんなでやるわけにはいきません。まずはワーキンググループで問題点を整理して、この資料も活用しご提案をいただきながら、この会で次に踏み出すことになると思うのですが、そういう運びでよろしいでしょうか。

● それでは、資料7のワーキンググループの設置について（案）です。第2期中期目標期間の教育研究の状況の評価方法の検討を行うために、ワーキンググループを設置したい

というものです。構成員につきましては、委員長が指名する委員、専門委員、あわせて10名程度です。主査は委員長が指名、主査代理は主査が指名する構成を考えております。それから会議の扱いとしまして、ワーキンググループは非公開とします。設置期間は、この委員会の任期が23年6月までですので、委員の先生方の任期の満了日と合わせています。以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 この委員会の任期が切れるところというのは、つまり次の第2期の委員会にバトタッチするところまで、ディスカッションをまとめていくグループとして機能していただくことが趣旨でございます。10名ぐらいのメンバーで作ることと、主査に関しては私からお願いをさせていただきスタートを切るということによろしいでしょうか。おそらくかなりの方がコアメンバーにお入りいただくことになると思います。基本的には副委員長が主査をしていただけるのではないかと密かに期待いたしております。

それでは、ワーキンググループをスタートさせていただくことにいたします。

● 構成メンバーが決まりましたら、直ちにワーキンググループに動いていただくこととなります。また委員長がメンバーを指名していただき書面でもってご了解いただくこととなります。

○委員長 お任せくださいますか。よろしいでしょうか。

じゃあ、お願いしたらお断りくださいませんよう、それもまた重ねてお願いいたします。それでは、あとスケジュールですね。

● 資料8の評価委員会の今後のスケジュールをご説明します。

本日審議いただきました評価の実施要項、それから評価者のマニュアルにつきましては、この後10月下旬に、各法人に対して説明会を実施する予定になっております。現在のところ東京地区は10月20日、大阪地区で10月26日開催予定です。

実施要項等につきましては、文部科学省の評価委員会に報告、審議された後、正式に決まるものであります。文部科学省の国立大学法人評価委員会が説明会よりも後に開かれる見込みとなっておりますが、文部科学省の担当課に説明会を事前に開くことについては了承をいただいているところです。

それから、先程お認めいただきました第2期の教育研究評価に係るワーキングですが、1回目を12月上旬、2回目を2月上旬にそれぞれ開催いたしまして、今のところ3月中旬にこの教育研究評価委員会を開催し、そちらで第2期の教育研究評価の基本的な事項を

審議いただき、3月下旬に文科省の評価委員会に報告というスケジュールで今考えているところです。次回、3月の委員会につきましては、日程調整をさせていただいた上で別途ご連絡させていただきたいと考えております。

それから、今後緊急の案件が生じた場合には、丹保委員長とご相談しながら対応させていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきたいと思います。資料8は以上になります。

○委員長 次回は3月中旬を予定しておいていただきまして、日程調整に入りたいと思います。3月中旬の一番大きな議題は、第2期に向かって、我々の委員会として第1期の議論を集約してどんな意見を申し出るかだと思いますので、おそらくその時はワーキンググループはそれまでに色々ご検討くださると思いますけれども、どうぞよろしくご提案いただければと思います。

もしほかにご発言がなければ、終了したいと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —